

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月25日（金）第2952号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

<b>訓 令</b>	
○鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令（※）	（危機管理防災課取扱い） 1
<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更	（森づくり推進課取扱い） 2
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 3
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定	（水産振興課取扱い） 3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 4
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い） 4
○団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可	（農地整備課取扱い） 4
○道路の区域の変更（2件）	（道路維持課取扱い） 4
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い） 5
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 6
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>	
○政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正	（選挙管理委員会取扱い） 6
<b>公 安 委 員 会 公 告</b>	
○警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い） 8

## 訓 令

### 鹿児島県災害対策本部長訓令第2号

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月25日

鹿児島県災害対策本部長  
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事公室対策部の項中 「 広報班 広報課長 」 を

広報班	広報課長
国体準備班	国体準備課長

に改め、同表総務対策部の項中

「

人事班	人事課長
職員厚生班	職員厚生課長

」を「

人事班	人事課長
-----	------

」に改め、同表企

画対策部の項中「

地域政策班	地域政策課長
-------	--------

」を「

地域政策班	地域政策課長
エネルギー政策班	エネルギー政策課長

」

に改め、同表農政対策部の項中「農地建設班」を「農地保全班」に、「農地建設課長」を「農地保全課長」に改める。

別表第1の4中「

消防保安課	課長が指名する者	2人
人事課	課長が指名する者	3人
職員厚生課	課長が指名する者	2人

」を

「

原子力安全対策課	課長が指名する者	1人
消防保安課	課長が指名する者	2人
人事課	課長が指名する者	3人

」に、

「

税務課	課長が指名する者	2人
-----	----------	----

」を

「

税務課	課長が指名する者	2人
総務事務センター	センター長が指名する者	2人

」に改める。

別表第3知事公室対策部の部に次のように加える。

国体準備班	他の班の応援に関する事。	—	2	4	全員
-------	--------------	---	---	---	----

別表第3総務対策部の部職員厚生班の項を削り、同部総務事務班の項を次のように改める。

総務事務班	1 職員の安全衛生管理に関する事。 2 職員の災害の補償に関する事。 3 災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関する事。	—	2	4	全員
-------	---	---	---	---	----

別表第3企画対策部の部地域政策班の項の次に次のように加える。

エネルギー政策班	他の班の応援に関する事。	—	2	4	全員
----------	--------------	---	---	---	----

別表第3保健福祉対策部の部健康増進班の項中「感染症その他の被害の調査及び」を削り、「発生状況の」を「発生状況等の調査及び」に改め、同部子ども福祉班の項中「母子世帯」の次に「及び父子世帯」を加え、同表農政対策部の部農地建設班の項中「農地建設班」を「農地保全班」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年10月25日から施行する。

**告 示**

**鹿児島県告示第1099号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年7月10日農林省告示第688号

## 2 変更に係る指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

### (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第1100号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今村病院	鹿児島市堀江町17番1号

### 2 認定の有効期限

平成28年11月18日

## 鹿児島県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護コンフォート始良	始良市宮島町34-7	コンフォートサービス株式会社	鹿児島市上荒田町23-8	假屋 宜二	平成25年9月30日	通所介護
医療法人林田内科	薩摩郡さつま町宮之城屋地1548番地	医療法人林田内科	薩摩郡さつま町宮之城屋地1548番地	林田 功	平成25年10月31日	短期入所療養介護

## 鹿児島県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護コンフォート始良	始良市宮島町34-7	コンフォートサービス株式会社	鹿児島市上荒田町23-8	假屋 宜二	平成25年9月30日	介護予防通所介護
医療法人林田内科	薩摩郡さつま町宮之城屋地1548番地	医療法人林田内科	薩摩郡さつま町宮之城屋地1548番地	林田 功	平成25年10月31日	介護予防短期入所療養介護

## 鹿児島県告示第1103号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成25年10月25日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成17年10月11日鹿児島県告示第1561号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
いちき串木野市湊町、大里及び川上区域 (市来町漁業協同組合の地区)	(1) 主としてさし網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業 (2) 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業 (4) 総トン数100トン以上の漁船によりまぐろを釣ることを目的とするはえ縄漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

#### 鹿児島県告示第1104号

薩摩川内市里町里3511番地 本一春及び薩摩川内市里町里1711番地 馬場司からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市里町区域（薩摩川内市里町里の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第1105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年10月10日付けで白百合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第1106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、白百合土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成25年10月1日付けで認可した。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	西之表市安城字宝野本2675番1地先から同市安城長久保国有林1115ち林小班地先まで	前	6.3～36.6	1,344.0
			後	6.3～36.6	1,344.0
			後	11.0～68.8	1,268.3

## 鹿児島県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	大川原小村線	霧島市福山町佳例川字和田ノ前3807番11地先から3807番5地先まで	前 後	17.2～20.8 15.6～30.4	23.4 23.4

## 鹿児島県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年10月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	大川原小村線	霧島市福山町佳例川字和田ノ前3807番11地先から3807番5地先まで	平成25年10月25日

## 大隅地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年10月25日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エバーステーション	鹿屋市田崎町2266番地22	かのや福祉労働株式会社	鹿屋市田崎町2266番地2	田嶋 光治	平成25年10月21日	就労継続支援B型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

鹿屋市寿四丁目3121番1の一部、3121番8の一部、3121番10、3221番11の一部及び3121番10地先里道の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 鹿屋市寿四丁目3121番1の一部、3121番10及び3121番10地先里道の一部

公園 鹿屋市寿四丁目3121番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市寿四丁目6番42号

有限会社イエローハウス

代表取締役 王谷るり

## 選挙委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県第二選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成24年11月27日鹿児島県選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のとおり訂正する。

平成25年10月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成23年分）〔政党〕の部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第二選挙区支部）のうち

1 中

「(1) 収入総額	150,567,150円	
ア 前年繰越額	56,086,300円	を
イ 本年收入額	94,480,850円	
(2) 支出総額	128,300,155円	」
「(1) 収入総額	157,160,116円	
ア 前年繰越額	56,086,300円	に、
イ 本年收入額	101,073,816円	
(2) 支出総額	134,893,121円	」

同部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県第二選挙区支部）のうち2 中

「(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	（金額・人数）	2,406,000円
イ 寄附		83,470,000円
(㍻) 寄附（政党匿名寄附を除く）	（内訳別掲）	83,470,000円
a 個人からの寄附		32,800,000円
b 法人その他の団体からの寄附		29,470,000円
c 政治団体からの寄附		21,200,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		8,000,000円
自由民主党本部		8,000,000円
カ その他の収入		604,850円
敷金礼金の返戻金		450,000円
一件十万円未満のもの		154,850円

合計		<u>94,480,850円</u> 」	
「(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	2,406,000円	
イ 寄附		<u>90,062,966円</u>	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	<u>90,062,966円</u>	
a 個人からの寄附		32,800,000円	
b 法人その他の団体からの寄附		<u>36,062,966円</u>	
c 政治団体からの寄附		21,200,000円	に,
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		8,000,000円	
自由民主党本部		8,000,000円	
カ その他の収入		604,850円	
敷金礼金の返戻金		450,000円	
一件十万円未満のもの		154,850円	
合計		<u>101,073,816円</u> 」	
「(株) 光徳	7,500,000円	千葉県船橋市	
その他	650,000円		を
小計	<u>29,470,000円</u>		」
「(株) 光徳	7,500,000円	千葉県船橋市	
インターナショナル・ホスピタル・サービス(株)	<u>6,592,966円</u>	<u>大阪府大阪市</u>	に,
その他	650,000円		
小計	<u>36,062,966円</u>		」
「(2) 支出の内訳			
ア 経常経費		<u>42,175,621円</u>	
(ア) 人件費		<u>28,081,380円</u>	
(イ) 光熱水費		865,704円	
(ウ) 備品・消耗品費		5,861,237円	
(エ) 事務所費		7,367,300円	
イ 政治活動費		86,124,534円	を
(ア) 組織活動費		2,487,972円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		6,427,121円	
b 宣伝事業費		6,427,121円	
(エ) 調査研究費		604,200円	
(オ) 寄附・交付金		76,605,241円	
合計		<u>128,300,155円</u> 」	
「(2) 支出の内訳			
ア 経常経費		<u>48,768,587円</u>	
(ア) 人件費		<u>34,674,346円</u>	
(イ) 光熱水費		865,704円	
(ウ) 備品・消耗品費		5,861,237円	
(エ) 事務所費		7,367,300円	
イ 政治活動費		86,124,534円	に改め
(ア) 組織活動費		2,487,972円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		6,427,121円	
b 宣伝事業費		6,427,121円	
(エ) 調査研究費		604,200円	
(オ) 寄附・交付金		76,605,241円	
合計		<u>134,893,121円</u> 」	

る。

## 公安委員会公告

## 警備業交通誘導警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年10月25日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分  
交通誘導警備業務 1 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成26年 1 月25日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
  - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定試験の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
    - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
    - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成25年12月10日（火）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉



- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- オ 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
- カ 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。